

議案第 55 号

四條畷市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市立認定こども園条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

令和 8 年 4 月より、四條畷市立忍ヶ丘あおぞらこども園において、児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業の実施及び長期休業中における預かり保育事業を実施するため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市立認定こども園条例の一部を改正する条例

四條畷市立認定こども園条例(平成28年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「終了後」の次に「及び長期休業日（春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日として規則で定める日をいう。）」を加え、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(利用料の納付)

第11条 乳児等通園支援事業を利用する保護者は、園児1人につき、別表第2に定める額の利用料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 既納の利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を返還することができる。

(利用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の利用料を減額し、又は免除することができる。

「

別表中 午後2時から午後5時までの利用について、1日につき400円 を
」

「

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平日 午後2時から午後5時までの利用 1日につき400円
(2) 長期休業日 午前9時から午後5時までの利用 1日につき800円

に改め、同表を

」

別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

区分	利用料の額
乳児等通園支援事業	午前9時30分から正午まで又は午後1時から午後3時30分までの利用について、1回につき750円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。